

議案第 15 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 2 役職定年制度の概要**

1 定年年齢の引き上げ（宝塚市職員の定年等に関する条例第 3 条）

令和 5 年度から定年年齢を 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度からは 65 歳を定年年齢とする。

2 管理監督職勤務上限年齢（宝塚市職員の定年等に関する条例第 6 条から第 8 条）

組織の新陳代謝の確保及び組織活力の維持のため、管理職手当の支給対象である副課長級以上の職（部長級、室長・次長級、課長級、副課長級）について、管理監督職勤務上限年齢制度（以下「役職定年制度」という。）を導入し、60 歳を上限年齢とする。60 歳に達した管理監督職員は、60 歳に達した日から次年度の 4 月 1 日までの間に降任を行う。ただし、医師及び歯科医師については現行の定年年齢が 65 歳であり、65 歳まで管理監督職として任用していることを踏まえて役職定年制度の対象外とする。

なお、降任の際は、原則として非管理監督職の最上位（係長級）に格付ける。

3 役職定年制度の特例（宝塚市職員の定年等に関する条例第 9 条及び第 10 条）

(1) 60 歳に達した管理監督職員であっても、次に該当する場合は、引き続き当該管理職員として 1 年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は最大 2 回まで延長することができるため、最長 3 年間任用できる。

① 当該職が高度の知識や経験を要し、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき

② 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があり、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき

③ 担当職員の交替が業務遂行上重大な障害となる事情があり、公務の運営に著しい支障が生じるとき

(2) 60 歳に達した管理監督職員であっても、特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。）の職にある場合で、当該特定管理監督職群の適性を有する職員が不足する等の事情があるときは、1 年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は延長することができ、最長 5 年間行える。

生年月日	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
定年年齢	60歳	60歳	60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳
昭和34年度 (1959年度) S34.4.2~S35.4.1	60歳 定年 新規	61歳 継続	62歳 継続	63歳 継続	64歳 継続	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和35年度 (1960年度) S35.4.2~S36.4.1	59歳 定年 新規	60歳 定年	61歳 継続	62歳 継続	63歳 継続	64歳 継続	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和36年度 (1961年度) S36.4.2~S37.4.1	58歳	59歳	60歳 定年	61歳 継続	62歳 継続	63歳 継続	64歳 継続	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和37年度 (1962年度) S37.4.2~S38.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 定年	61歳 継続	62歳 継続	63歳 継続	64歳 継続	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和38年度 (1963年度) S38.4.2~S39.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年 新規	62歳 継続	63歳 継続	64歳 継続	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和39年度 (1964年度) S39.4.2~S40.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 継続	62歳 定年	63歳 継続	64歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和40年度 (1965年度) S40.4.2~S41.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 新規	62歳 継続	63歳 定年	64歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和41年度 (1966年度) S41.4.2~S42.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年 再任用可	62歳 新規	63歳 定年	64歳 再任用満了	65歳 再任用満了	65歳 再任用満了
昭和42年度 (1967年度) S42.4.2~S43.4.1	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年 再任用可	62歳 新規	63歳 定年	64歳 再任用満了	65歳 再任用満了